

令和 3年 4月 1日

一般事業主行動計画

石井ビル管理株式会社
総務部

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい雇用環境および女性が就業を継続し、活躍できる雇用環境の整備を行なうことにより、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成推進法および女性活躍推進法について地域に貢献する企業となるため、以下の通り当社の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

2. 措置内容

目標 1

行動計画内に、「育児・介護休業法」に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知徹底をする。

〈対策〉令和3年4月～

○「育児・介護休業法」の理解を深める為、管理職を対象とした研修を実施する。その内容について、定例ミーティング等を活用して、各現場の従業員へも周知する。対象従業員及び担当事業所へ諸制度及び手続き案内、予定表を作成し配布する。

目標 2

効率的な働き方の実現、従業員の働きやすさの向上・職場への定着率のアップ・働く意欲の向上を目指す。

〈対策〉令和3年4月～

○提案制度による業務改善による効率アップを社内報により水平展開し残業時間を削減し平均5時間を目標とする。

○定期採用者に対するインターンシップ等の受入体制を整え、ミスマッチング防止による定着率アップを狙う。

○教育研修を計画し技術資格取得のサポートを実施することで、従業員の能力向上および手当

の支給により業務効率と働く意欲の向上につなげる。

目 標 3

管理職に占める女性労働者の割合を4%以上とする。

〈 対 策 〉 令和3年4月～

○階層別教育研修・勉強会を計画し資質の向上を目指す。

○web 会議ツールの導入によりオンラインによる参加を可能とし、参加のしやすさによる参加率および機会の向上を目指す。